

第 2 号議案

中間監査報告について

あさぎり町役場立ち合いの下、全64組織分の監査を実施しました。



監査報告書

令和 5 年度 あさぎり町広域協定運営委員会 中間監査

令和 6 年 1 月 31 日（水） 午前 8 時 30 分～

令和 5 年 12 月末の執行状況

1. 農地維持・共同残高

- ・ あさぎり町農業支援センター分
（令和 5 年 12 月 31 日時点） ✓ 6,156,359 円
- ・ 百太郎溝土地改良区分
（令和 5 年 12 月 31 日時点） ✓ 13,893,828 円

2. 長寿命化残高

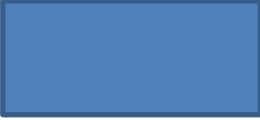
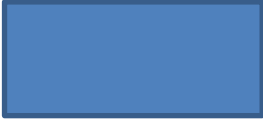
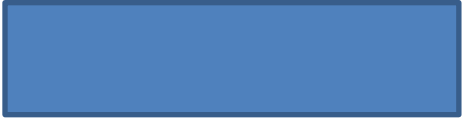
- ・ あさぎり町農業支援センター分
（令和 5 年 12 月 31 日時点） ✓ 108,390,375 円
- ・ 百太郎溝土地改良区分
（令和 5 年 12 月 31 日時点） ✓ 36,880,484 円


令和 6 年 1 月 31 日に中間監査を実施し、
金銭出納簿、領収書、通帳を確認したところ適正に執行されており、
上記期日の残高を確認しました。

監査役

監査役

令和 5 年度 あさぎり町広域協定運営委員会 中間監査

実施日	令和 6 年 1 月 31 日 (水) 8 : 30 ~ 12 : 0
実施場所	あさぎり町役場 本庁舎 選挙管理室
実施内容	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 12 月 31 日 までに執行した 金銭出納簿、領収書、通帳等の確認
確認者	あさぎり町広域協定運営委員会 監査役 以下 2 人 
受検者	事務委託先事務員 以下 2 人 農業支援センター  百太郎溝土地改良区
立会人	あさぎり町役場 農林振興課  あさぎり町広域協定運営委員会 あさぎり町広域協定運営委員会 副会長 あさぎり町広域協定運営委員会 会計

 監査役より、
「幸野溝土地改良区では、会検年度終了時に、残高証明を
取得しています。当事業では、そのような必要性はないのでしょうか。」
との、ご意見を頂きましたので、町と協議会へ確認しました。

町と協議会からの回答は、
「事業としては、取得の義務はありません。
取得している組織は少ないです。
組織で、取得するかどうか協議して、取得の理由は明らかに
しておいてください。
残高証明発行手数料は、交付金から支出可能です。」
とのことでした。

取得手数料は、令和6年2月時点では、550円×通帳4冊＝2,200円
です。(JAに確認)今後、手数料は上がる可能性があります。

手数料を支払って残高証明を取得するか、決定をお願いします。